

様式(第7条関係) 阪神南地域医療構想調整会議 開催結果報告

会議名	令和3年度 第2回阪神南地域医療構想調整会議 兼 第2回阪神南圏域健康福祉推進協議会医療部会
日時	令和3年11月22日(月)13:30~16:00
場所	西宮市勤労会館 4階 第8会議室
議長	西宮市医師会 会長 伊賀 俊行
出席者	別添出席者名簿のとおり
内容	<p>○説明(1)2次保健医療圏域内の病床及び会議の進め方等について (医療部会・調整会議協議事項) ・事務局より2次保健医療圏域内の病床及び会議の進め方について説明。</p> <p>○説明(2)継続協議事項等について ・事務局より継続協議事項等について説明。</p> <p>○協議事項 (1)川西リハビリテーション病院(市立川西病院跡地)病院開設の事前協議 (医療部会協議事項) ・事務局より資料に沿って説明後、協議。</p> <p>(2)協和マリナホスピタル(医療法人協和会 病床の移動)病院増床の事前協議 (医療部会協議事項) ・事務局より資料に沿って説明後、協議。</p>
協議が調った事項	<p>※医療部会と調整会議のメンバーを統一とし、本日から両メンバー統一で進める。</p> <p>1 川西リハビリテーション病院の病院開設事前協議について、圏域として承認する。ただし、川西市立総合医療センターの整備に伴い余剰となる病床を融通するという明確な説明は無かった。今回の病床融通は、地域医療連携推進法人制度に基づいているため、これを認める。しかし、地域医療連携推進法人制度を活用した病床融通は、地域医療構想の実現等に大きな影響を及ぼすものであることから、今後、病床数の変更等が生じた場合は、速やかに、調整会議に協議や報告等をいただきたい。</p> <p>2 協和マリナホスピタルの病院増床事前協議について、圏域として承認する。ただし、2次保健医療圏域内の同一法人による病床移動について、阪神南部地域医療構想における慢性期機能の病床数は、必要病床数と比較して過剰となっており、地域医療構想を推進する観点からは、今回の増床を認めることは困難と考えられる。ついては、阪神圏域における今後の少子高齢化の社会構造を見据えた新たなルールづくりを検討すべきではないか。</p>
次回以降の予定	令和4年2月頃未定
作成者	芦屋健康福祉事務所 企画課 中野